

職員の給与等に関する 報告及び勧告

令和 7 年 10 月

山 形 県 人 事 委 員 会



山 人 委 第 150 号

令 和 7 年 10 月 8 日

山形県議会議長 田 澤 伸 一 殿

山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県人事委員会委員長 安 孫 子 俊 彦

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法第 8 条、第 14 条及び第 26 条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

報 告

本委員会は、職員の給与の実態を把握するとともに、民間事業所の従業員の給与、国家公務員及び他の都道府県職員の給与、生計費など、職員の給与を決定するために必要な諸条件について調査検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。

1 職員の給与等

本委員会は、「令和 7 年職員給与実態調査」を実施し、職員の給与の支給状況等を調査した。山形県職員等の給与に関する条例の適用を受ける職員の令和 7 年 4 月における給与等は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員数は13,343人となっている。

職員の平均年齢は42.2歳で、令和 6 年に比べ0.4歳低くなっており、平均経年数は20.1年で、令和 6 年に比べ0.3年短くなっている。

職員の学歴構成は、大学卒80.8%、短大卒2.6%、高校卒16.6%、中学卒0.0%となっており、性別構成は男性57.7%、女性42.3%となっている。

(2) 職員の給与

行政職給料表適用職員（3,737人、平均年齢42.1歳）の平均給与月額[※]は、別表第 1 に示すとおり367,290円となっており、警察官、教育職員、医師等を含めた全職員（13,343人、平均年齢42.2歳）の平均給与月額は394,631円となっている。

扶養手当の受給職員は5,334人で全職員の40.0%となっており、全職員 1 人当たりの平均手当額は8,704円（平均扶養親族数0.8人）である。

住居手当の受給職員は2,649人で全職員の19.9%となっており、全職員 1 人当たりの平均手当額は5,060円である。

通勤手当の受給職員は11,537人で全職員の86.5%となっており、全職員 1 人当たりの平均手当額は7,792円である。また、その通勤態様をみると、交通機関利用者（併用者を含む。）が1.0%、交通用具使用者が99.0%で、特に自動車を使用する職員の割合は受給職員の98.5%に達している。

※ 給与月額とは、給料月額に扶養手当、管理職手当、住居手当など（所定外給与である時間外勤務手当等及び実費弁償的な性格の通勤手当等の手当を除く。）を加えた額である。

定年が段階的に引き上げられることに伴い、山形県職員等の給与に関する条例附則第 3 項により給料月額が

決定される職員は、当分の間の措置として、民間企業における再雇用を含む60歳台前半の従業員の給与水準等を踏まえて給与水準が設定されていること等から、平均給与月額や人数、平均年齢は、同項により給料月額が決定される職員を除いて算出している。

(参考資料の「1 職員給与関係資料」参照)

2 民間給与の調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との精確な比較を行うため、人事院と共同して、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所559のうちから、無作為に抽出した140事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、令和7年4月分として個々の従業員に実際に支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査している。また、民間事業所における令和6年冬と令和7年夏の特別給（賞与等）の状況等を把握するため、令和6年8月から令和7年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

令和7年の調査完了率は、民間事業所の理解を得て、89.1%と極めて高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、人事院における官民給与の比較方法の見直しに合わせて、本県においても行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を踏まえた公民給与の比較方法の見直しを行う必要がある。具体的には、比較対象企業規模を50人以上から100人以上に見直すこととし、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

令和7年の調査により把握した民間給与の状況は、次のとおりである。

(1) 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.9%、高校卒で25.0%となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で59.2%、高校卒で77.3%、据え置いた事業所の割合は、大学卒で40.8%、高校卒で22.7%である。

(2) 給与改定の状況

別表第2に示すとおり、一般の従業員（係員）について、ベースアップを実施した事業所の割合は37.1%、ベースダウンを実施した事業所は令和6年に引き続き無かった。

また、別表第3に示すとおり、一般の従業員（係員）について、定期に行われ

る昇給を実施した事業所の割合は、93.5%となっている。昇給額が令和6年に比べて増額となった事業所の割合は64.4%、減額となった事業所は無かった。

(参考資料の「3 民間給与関係資料」参照)

3 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、公務においては一般の行政事務を行っている常勤の行政職給料表適用職員、民間においては公務の行政職給料表適用職種と類似すると認められる職種（事務・技術関係職種）の常勤の従業員を対象として、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の4月分の給与額（公務にあつては平均給与月額、民間にあつては所定内給与の月額から通勤手当の月額を減じた額）を対比させ、職員の人員数のウェイトを用いて精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

令和7年4月分の給与について、民間給与との較差※を算出したところ、別表第4に示すとおり、民間給与が383,829円、職員給与が371,970円となっており、職員給与が民間給与を1人当たり平均11,859円（3.19%）下回っていた。

※ 公民給与の比較方法の見直しを行わなかった場合は、8,035円（2.16%）である。

(2) 特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合（月数）を算出し、これと職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数との比較を行っている。

令和7年の職種別民間給与実態調査の結果、令和6年8月から令和7年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給（賞与等）は、別表第5に示すとおり、所定内給与月額の4.64月分※に相当しており、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数（4.60月）が民間事業所の特別給の支給割合を0.04月分下回っていた。

※ 公民給与の比較方法の見直しを行わなかった場合は、4.61月分である。

4 職員の給与と国家公務員及び東北各県の職員の給与との比較

国家公務員給与等実態調査（人事院）及び地方公務員給与実態調査（総務省）の結果に基づき、令和6年4月における行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員とこれに相当する職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較※すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.2となっている。また、他の東北各県職員の指数は96.8から100.1となっている。

※ 国家公務員と、本県職員、東北各県職員とのラスパイレース比較においては、それぞれの令和6年4月における給料月額（期末手当及び勤勉手当、地域手当などの諸手当を除く。）を対比している。

5 消費者物価及び生計費

令和7年4月における山形市の消費者物価指数（総務省）は、令和6年4月に比べ3.5%増加している。

本委員会が家計調査（総務省）等を基礎に算定した令和7年4月における山形市の1人世帯、2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ126,260円、172,860円、201,920円、230,980円となっている。

（参考資料の「4 生計費及び労働経済指標関係資料」参照）

6 国家公務員の給与等に関する人事院の報告及び勧告

人事院は、令和7年8月7日、国会及び内閣に対し、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。その概要は次のとおりである。

(1) 職員の給与に関する報告及び勧告

ア 官民給与の比較方法の見直し

官民給与の比較対象企業規模について、人事行政諮問会議の最終提言では、公務全体の人材確保のため、少なくとも従前の100人以上に戻すべきであり、政策の企画立案や高度な調整等に関わる本府省職員は少なくとも1,000人以上の企業と比較すべきとされている。

これを踏まえ、人事院では、今日の社会経済情勢に応じた適切な官民給与の比較方法について検討を行い、次の見直しを行った。

(ア) 比較対象企業規模

官民給与の比較に当たっては、広く民間企業の状況を反映させる観点とともに、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とする観点が求められるが、行政課題の複雑化・多様化や今日の厳しい人材獲得競争を前提とすれば、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較する必要がある。

これらのことから、官民給与の比較のための対象企業規模を引き上げることが適当である。引上げ後の企業規模については、100人以上とする。

(イ) 比較における対応関係

本府省職員は、公務における本府省と民間における本店の業務執行面における類似性や立地条件を考慮し、現在、東京都特別区に所在する企業規模500

人以上の本店事業所の従業員と対応させている。

近年、行政課題が高度に複雑化・多様化する中で、本府省の業務の特殊性・困難性が一層高まっており、公務の職務・職責に照らして適切な比較対象とすべき民間企業はより大規模なものになっていると考えられる。また、規模1,000人以上の企業は、採用市場において本府省と競合関係にあると考えられる。

これらのことから、官民給与の比較における本府省職員と民間企業従業員の対応関係を見直すことが適当であり、見直し後は、東京都特別区の企業規模1,000人以上の本店事業所の従業員と対応させる。

(ウ) 特別給の比較方法

今般、月例給の比較対象企業規模を100人以上とすることとの整合性を考慮し、特別給の官民比較においても、現行の枠組みを維持しつつ、企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

イ 本年の給与の改定

(ア) 俸給表

月例給については、令和7年4月時点で、国家公務員の月例給が民間給与を15,014円（3.62%）※下回っていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

行政職俸給表(一)については、平均3.3%引き上げる。民間における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を、一般職試験（高卒者）は6.5%（12,300円）引き上げて200,300円、一般職試験（大卒程度）は5.5%（12,000円）引き上げて232,000円とし、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逡減させつつ引上げ改定を行う。

なお、定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額については、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定を行う。

行政職俸給表(一)以外の俸給表については、行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定を行う。

※ アの(ア)及び(イ)の見直しをいずれも行わなかった場合は10,361円（2.50%）、アの(ア)の見直しのみを行いアの(イ)の見直しを行わなかった場合は11,891円（2.87%）である。

(イ) 期末手当及び勤勉手当

民間の支給割合（4.65月分※）との均衡を図るため、支給月数を0.05月分引き上げ、4.65月分とする。民間の支給状況等を踏まえ、引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する。

また、国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成11年法律第224号）の規定に基づき交流採用された職員に係る採用前に民間企業に雇用されていた期間、研究休職から復職した職員に係る職務に密接な関連があり、公務の能率的な運営に特に資する研究に従事していた期間を、令和8年4月から期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間に通算する。

※ アの(ウ)の見直しを行わなかった場合は、4.61月分である。

(ウ) 初任給調整手当

医師の処遇を確保する観点から、医療職俸給表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額を417,600円とし、医療職俸給表(一)以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占めるものに対する支給月額の限度を52,100円とする。

(エ) 地域手当

令和6年に給与制度のアップデートの一環として見直しに関する勧告等を行い、支給割合の見直しは段階的に実施することとしている（令和7年は、令和8年度の級地別支給割合を示した。）。

(オ) 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当について、令和8年4月から「100km以上」を上限とする新たな距離区分を創設する（限度額66,400円）。現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ改定を行い、令和7年4月に遡及して実施する。

また、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を令和8年4月から新設する。

加えて、月の途中で採用された職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるよう、所要の措置を講じ、令和8年10月から実施する。

(カ) 宿日直手当

宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、医師又は歯科医師の宿日直勤務は22,500円、人事院規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円等とし、常直勤務に係る支給月額の限度を23,500円とする。

(キ) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置する。

(ク) 委員、顧問、参与等の手当

指定職俸給表の改定状況を踏まえ、委員、顧問、参与等の職にある非常勤職員に対する手当について、通常の場合における勤務1日についての支給額の限度を35,700円とする。

(ケ) 改定の実施時期

この改定（（エ）を除く。）は、令和7年4月1日から実施する。ただし、（イ）における在職期間等の取扱い、（オ）における自動車等使用者に対する通勤手当の新たな距離区分の創設及び駐車場等の利用に対する通勤手当並びに（キ）の改定は、令和8年4月1日から実施し、（オ）における月の途中で採用された職員等に係る通勤手当の取扱いの改定は、令和8年10月1日から実施する。

(2) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告できるよう、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進める。

一方、令和7年においても、人事行政諮問会議の最終提言も踏まえつつ、職務・職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、次のとおり措置する。

なお、60歳前後の給与水準（給与カーブ）については、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行っていく。

ア 本府省業務調整手当の見直し

本府省職員の職務の難易度や責任の重さを更に給与に反映させるため、職務・職責をより重視した給与体系への移行や諸手当の抜本的な見直しを行うまでの当面の措置として、当該業務に従事する職員の業務の特殊性・困難性等を考慮して措置している本府省業務調整手当について、次の見直しを行う。

(7) 本府省の幹部・管理職員への支給

指定職俸給表の適用を受ける本府省の職員並びに本府省の課長級及び室長級職員に51,800円を支給する。

(4) 本府省の課長補佐級以下の職員の手当額の引上げ

本府省の課長補佐級職員の手当額を10,000円、本府省の係長級及び係員級職員の手当額を2,000円、それぞれ引き上げる。

イ 在級期間表の廃止

職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・職責を基準とした給与制度・運用は重要であり、これに見合った給与処遇の確保を引き続き推進していくため、在級期間に係る制度を廃止する。また、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行う。

ウ 転勤する職員に対する給与上の措置

勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な転勤をする職員に対する給与面での支援が必要であり、この一環として、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務する職員に支給される特地勤務手当等を次のとおり見直す。また、その他の勤務地を異にする異動に係る手当の見直しは、令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う。

(7) 特地勤務手当等と他の手当との調整の廃止

特地勤務手当及び地域手当の手当間並びに特地勤務手当に準ずる手当及び広域異動手当の手当間の調整措置を廃止する。

(4) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大

特地官署等への採用に伴い転居を行った職員に対しても特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(ウ) その他の見直し

令和８年４月に特地官署等の指定の見直しを行うとともに、次の見直しを行う。

- a 特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎について、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改める。
- b 特地官署等の指定の見直しについて、５年ごとに行うことを例とする規定を廃止する。

エ 改定の実施時期

この改定は、令和７年４月１日から実施する。ただし、イ及びウの(ウ)における特地官署等の指定の見直しに係る改定は、令和８年４月１日から実施する。

(3) 公務員人事管理に関する報告

ア 高い使命感とやりがいを持って働ける魅力あふれる公務へ

(ア) 国家公務員行動規範の浸透

全ての国家公務員が「全体の奉仕者」として職務を遂行する上で常に意識すべき基本認識を言語化するため策定した国家公務員行動規範について、職員への浸透を図り、公務組織の活性化につなげる。

(イ) 「選ばれる」公務職場の実現～公務のブランディング～

労働市場において、競合する企業等と差別化できる公務職場の魅力を整理し、公務内への浸透と公務外への発信を一体的・整合的に展開していく。

イ 採用年次にとらわれない実力本位で挑戦できる公務へ

(ア) 優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

職務や職責をより重視した給与体系の整備等の取組を更に強化するとともに、政策の企画立案や高度な調整等を担う職員を対象に、給与、人事評価、任用の在り方を一体的に見直すために、新たな人事制度を検討する。

(イ) 新たな人事制度の方向性

給与制度の見直しに当たっては、職務や職責をより重視した給与体系とすることと併せて、簡素で分かりやすいものとなるよう抜本的な見直しを検討していく。

政策の企画立案や高度な調整等を担う職員の給与制度については、職務や職責に応じた簡素な号俸構成とすること、アウトプットで仕事を評価し、裁量的な勤務を可能とする制度等の検討を進める。

(ウ) 先行して実施する見直し

職務や職責を重視した給与を実現し、公務にとって必要不可欠な転勤をする職員に対する給与上の課題に速やかに対処する観点から、本府省業務調整手当や特地勤務手当等の見直しについて、令和7年から先行して実施する。

ウ 働きやすさと成長が両立し、自分らしく挑戦できる公務へ

(ア) 超過勤務の縮減 — 月100時間等の上限を超える超過勤務の最小化に向けて

- a 各府省において、人事配置の最適化や適切な業務マネジメントなどの取組を自律的に進められるよう、実情に応じた実効的な縮減策を示し、その着実な実施を伴走支援するとともに、取組が不十分な場合は、新たに実施する臨時調査等により一層の取組と改善状況の報告を求めていく。
- b 予算・会計関係業務や人事・給与関係業務について、徹底した業務合理化を進めるとともに、「国家公務員制度ナレッジベース」を活用し、人事制度に関する問合せに係る各府省の業務の効率化を進めていく。
- c 各府省の超過勤務の実態を踏まえ、特例業務の範囲に関する判断を厳格にするよう、指導を強化するとともに、必要な通知改正を行う。
- d やむを得ず月100時間等の上限を超える超過勤務を行った職員の健康を保持するため、医師による面接指導の徹底に向けた助言・指導を行うとともに、職員一人一人に健康管理の重要性を周知・啓発する。

(イ) 時代に即した働き方の推進等

- a 職員が有する知識・技能をいかした自営兼業及び社会貢献に資する自営兼業が可能となるよう、統一的な承認基準を新設するなど兼業制度の見直しを行い、令和8年度から施行する。
- b 公務上の必要性から不可欠な転勤をする職員への給与上のインセンティブを付与するため、特地勤務手当等を先行して見直すとともに、その他の関連手当についても令和8年度に制度上の措置を講じられるよう必要な調査や検討を行う。

- c 育児時間の取得パターンの多様化や子の看護休暇の見直し等の制度が職員に広く活用されるよう、効果的な周知・啓発や各府省に対する支援・指導に取り組む。
- d 育児や介護などに限らない職員の様々な事情に応じた無給の休暇について具体的な検討を進めるとともに、フレックスタイム制等の既存制度の見直しについても併せて検討し、令和8年夏に措置の内容を報告する。

(ウ) 職員の Well-being の土台づくりのための取組

- a 公務職場の魅力向上や、公務能率の一層の向上につなげるため、より実効性のある勤務間のインターバル確保に向けた取組を推進していく。
- b 「心の健康問題による長期病休者の職場復帰のための職員向け手引き」等を活用しながら、各府省の対応能力の向上や関係者間の連携強化を促進する。また、産業医学に詳しい専門職の配置等を充実させる方策を検討するとともに、効果的な相談支援体制の構築に向けた検討を行う。
- c ゼロ・ハラスメントの実現に向け、研修の実施や相談窓口の設置などの取組を引き続き推進する。また、近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化されているカスタマー・ハラスメント対策については、民間労働法制の施行時期に遅れることなく、必要となる取組を人事院規則に明記し、組織として毅然とした対応を取りやすくするなど、各府省における対策を支援する。

(イ) 主体的な学びと成長の支援

職員が自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しを行うことができる環境を整備するため、若手職員に向けたキャリア形成支援研修の拡充や、人事担当者等に向けたガイドの作成・提供等の施策の更なる改善や拡充に向けて積極的に取り組んでいく。

令和7年度中に、職員の主体的な学びと成長を促進するとともにキャリア形成支援の指標となるよう、国家公務員に求められる能力を明確化した「能力一覧」を作成し、各府省に提供する。また、自己啓発等休業の対象となる事由の拡大について、令和8年夏に措置の内容を報告する。

(オ) 人事管理のデジタル化

職員の基本情報を蓄積・管理するシステムを段階的に整備するとともに、

勤務時間管理共通システムについては令和８年度までに基本機能を整備し、令和９年度から段階的に導入する。また、研修管理共通システムについても、実証を通じて検討を進めていく。

(カ) 不服・苦情等への対応の充実

公平審査制度や苦情相談について、近年の傾向や関連制度の動向の把握・分析を進め、迅速性や実効性を高める方策について、令和８年度にかけて検討を行っていく。

エ 未来を創る高い志を持つすべての人が挑戦できる公務へ～採用プロセスのアップデート～

(ア) CBT 方式の導入を始めとした採用試験の抜本的な見直し

受験者の利便性の向上及び受験機会の拡大を図るため、受験会場及び受験日の選択が可能となる、CBT（Computer Based Testing）方式による採用試験の段階的な導入を進めるとともに、現行試験についても、受験資格、実施時期、試験内容などを柔軟に見直していく。

(イ) 採用におけるインターンシップの更なる活用

各府省におけるインターンシップの実施拡大に向けた支援や、教養区分で早期に総合職試験・一般職試験に合格した学生等に向けたインターンシップの推進に取り組み、インターンシップを通じて得られた情報を各府省での選考過程に一層活用する上で必要な環境整備を行っていく。

(ウ) 官庁訪問プロセスの改善

訪問期間や訪問時間の合理化、地方在住の訪問者に対する配慮の拡充など、受験者の多様な事情や各府省の要請に応じた柔軟な対応を検討していく。

(エ) アルムナイ採用も含めた経験者採用の円滑化

専門性を有する即戦力、かつ組織を安定的に支える存在として非常に重要なアルムナイ人材（公務を一度離職した者）について、柔軟に再採用できるよう、令和７年度中に能力実証方法や公募手続の簡素化等の制度整備について検討する。

また、試験合格者のほか、専門的知識又は技術を有する人材等の情報を一

元的に集約し、各府省に共有する「人材プール」の整備を内閣人事局等と連携して進めていく。

(オ) 技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築

全国的に人材獲得競争が激しさを増している技術系人材の安定的な確保を図るため、技術系人材の確保に特化した採用ルートの構築や新たな採用手法について検討を進める。

(カ) 地元志向人材層に対応するための新たな仕組み

人材確保の裾野を更に広げるため、初任地の希望を受験時に聴取する採用試験を令和８年度に実施するとともに、地元志向に対応した採用の仕組み等について検討を進める。

7 むすび

(1) 給与改定の必要性等

ア 給与決定の諸条件

以上述べてきた職員の給与決定の諸条件についてまとめると、次のとおりである。

職員の給与について、月例給は、令和7年4月時点で、民間給与を11,859円(3.19%)下回っている。また、特別給は、職員の期末手当及び勤勉手当の年間支給月数が民間事業所の特別給(賞与等)の支給割合を0.04月分下回っている。

職員の給与水準については、国家公務員及び東北各県職員との比較ではおおむね均衡がとれている。

また、国家公務員については、先に人事院が、月例給及び特別給を引き上げる勧告を行っている。

イ 給与改定の必要性

月例給については、令和7年の職員給与と民間給与との較差が、11,859円(3.19%)となっていることから、民間給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行う必要がある。

特別給については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、令和7年においても同様の考え方で改定を行う必要がある。

以上の判断に基づき、本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の給与について次のとおり改定を行う必要があると認める。

(2) 本年の給与の改定

ア 給料表

給料表(教育職給料表(1)、教育職給料表(2)及び医療職給料表(1)を除く。)については、人事院が令和7年8月に勧告した俸給表に準じ、教育職給料表(1)及び教育職給料表(2)については、全国人事委員会連合会が作成した給料表に準じた上で、令和7年の職員給与と民間給与との較差を考慮した水準に調整する必要がある。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、人事院勧告の内容、民間の初任給の状況を考慮し、平均3.49%引き上げる必要がある。具体的には、

初任給を職員採用試験（高校卒業程度）で12,300円、職員採用試験（大学卒業程度）で12,000円引き上げるなど人材確保の観点を踏まえ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号給に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号給についても引上げ改定を行う必要がある。

行政職給料表以外の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表との均衡を基本に所要の改定を行う必要がある。医療職給料表(1)については、人事院が勧告した俸給表に準じて改定を行う必要がある。

また、50歳台前半層の職員の在職実態等を踏まえ、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、行政職給料表4級及び5級、公安職給料表5級、研究職給料表3級、医療職給料表(2)5級並びに医療職給料表(3)5級について、8号給の増設を行う必要がある。

イ 期末手当及び勤勉手当

期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数について、民間の特別給の支給状況との均衡を図るため、0.05月分引き上げ、4.65月分とし、その引上げ分は期末手当及び勤勉手当に均等に配分する必要がある。令和7年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当にそれぞれ配分し、令和8年度以降においては、期末手当及び勤勉手当のそれぞれの支給月数が6月期及び12月期で均等になるよう配分する必要がある。

なお、期末手当の在職期間及び勤勉手当の勤務期間の取扱いについては、国家公務員に対してとられる措置を踏まえて、見直しを検討することとする。

ウ 初任給調整手当

医師及び歯科医師に係る初任給調整手当については、人事院において、医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、支給月額を限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、医師及び歯科医師の処遇を確保する観点から、人事院勧告を踏まえた改定を行う必要がある。

エ 地域手当

地域手当の令和8年度の級地別支給割合については、人事院が報告を行った内容のとおりとすることが適当である。

オ 通勤手当

自動車等使用者に対する通勤手当については、人事院において、民間の支給状況等を踏まえ、支給限度額を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、人事院勧告に準じて、支給限度額の引上げ改定を行う必要がある。

なお、手当額については、本県職員の通勤実態等を考慮した独自の設計となっているが、人事院が支給限度額を引き上げる勧告を行ったことを踏まえて、自動車等使用者の長距離区分における手当額の見直しを検討することとする。

また、駐車場等の利用に対する通勤手当については、職員の自己負担を軽減するため、人事院勧告の趣旨を踏まえた制度を新設する必要がある。

月の途中に採用された職員等の通勤手当については、国家公務員に対してとられる措置を踏まえて、所要の措置を講ずることとする。

カ 宿日直手当

宿日直手当については、人事院において、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、支給額の限度を引き上げる勧告を行ったところであり、本県においても、従来、国家公務員の取扱いに準じてきたことから、本県職員の宿日直勤務の状況を十分把握した上で、見直しを行う必要がある。

キ 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

人事院においては、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置する勧告を行った。本県においても、関係法令等の動向に留意しつつ、人事院勧告の趣旨を踏まえて検討を行う必要がある。

(3) 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

人事院においては、職務・職責を重視した新たな給与体系に移行するため、勤務時間や任用など他の制度と一体で見直しを進めることとしており、本県としても、その動向を注視していく必要がある。

また、人事院においては、60歳前後の給与水準について、定年の段階的引上げが完成する令和13年3月までに必要な措置を講じられるよう引き続き検討を行っていくこととしており、本県としても、その動向を注視していく必要がある。併せて、定年前再任用短時間勤務職員等の給与水準についても、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

令和7年においては、人事院が報告を行った内容を踏まえ、次のとおり措置を講ずる必要がある。

ア 特地勤務手当等

特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大については、人事院勧告を踏まえた対応を行う必要がある。また、特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎の見直しについては、国家公務員に対してとられる措置に準じて、所要の措置を講ずることとする。

なお、へき地手当に準ずる手当については、関係法令等の動向に留意しつつ、人事院が特地勤務手当に準ずる手当について勧告した趣旨を踏まえて対応することが適当である。

(4) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 長時間労働の縮減

長時間労働の縮減は、職員の仕事と生活の調和や健康の保持はもとより、職場の活力の維持等の観点からも重要な課題である。

本県では、時間外勤務を命ずることができる上限を設定している。任命権者においては、特例業務※に従事するために上限時間等を超えて時間外勤務を命ずる場合、特例業務の範囲を必要最小限にしなければならないこと、その要因の整理、分析及び検証においては人員配置又は業務分担の見直し等によっても回避することができなかった理由が必要とされること、要因の整理分析等を行った場合には、その結果も踏まえ時間外勤務の縮減に向けた適切な対策を講じる必要があることから、運用を厳格に行う必要がある。

令和6年8月に閣議決定された「過労死等の防止のための対策に関する大綱」において、地方公務員についても過労死等防止対策に取り組むこととされており、時間外勤務の上限規制制度の適正な運用を徹底するとともに、長時間労働の削減の取組等が求められている。本委員会としても、労働基準監督機関としての役割を十分に果たすため、引き続き、監督指導の徹底に努めていくこととする。

時間外勤務の縮減に向けて、職員の勤務時間の実態を適切に把握することが肝要であり、その上で職場におけるマネジメントを徹底することが重要である。任命権者においては、客観的な方法又は所属長等の現認による職員の勤務時間の把握と業務管理の徹底に取り組んでいく必要がある。加えて、「山形県行財政改革推進プラン2025」に基づき、事務事業の見直しやデジタルツール等の導

入と活用による業務効率化を進め、直接的な業務量削減についても引き続き推進していく必要がある。

なお、令和6年7月の大雨災害への対応に見られるように、緊急の事態に係る特定部署の負担増加に対して他部署からの一時的な応援対応をするなど、引き続き、業務量の増加に応じた人員配置を柔軟に行う必要がある。

教育職員の多忙化の解消は重要な課題である。令和7年6月に、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立、公布され、学校における働き方改革の一層の推進、組織的な学校運営及び指導の促進、並びに教員の処遇改善を図るための措置を講じることとされた。

本県教育委員会においては、令和5年3月に策定した「山形県公立学校における働き方改革プラン（第Ⅱ期）」により、管理職を始めとする教育職員に対する更なる意識改革やICTの有効活用、部活動改革の推進等を柱とする取組を推進しており、一定の成果が認められる。今後は、同法の趣旨も踏まえつつ、引き続き教育職員の働き方改革の取組を推進するとともに、職務や勤務の状況等に応じた処遇の実現に向けて、適切な措置を検討する必要がある。

※ 特例業務とは、大規模災害への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要する業務をいう。

イ 仕事と生活の両立支援

仕事と育児や介護などの家庭生活との両立ができる職場環境づくりを推進することは、重要な課題である。本県では、任命権者において、知事を本部長とした「ワーク・ライフ・バランス推進本部」を設置し、多様な事情を抱えた職員一人ひとりが、仕事と家庭生活を両立しながら能力を発揮できる職場環境づくりに取り組んでいる。引き続き、両立支援のための制度が職員に広く活用されるよう、制度の周知等を更に推進していく必要がある。

また、柔軟な働き方の推進は、職員一人ひとりの能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであることから、任命権者においては、時差出勤等の各種制度を利用しやすい職場環境づくりを推進するとともに、育児や介護の事情を抱えた職員の仕事と家庭生活の両立等を図るため、更なる柔軟な働き方の導入についても検討していく必要がある。

ウ 職員の労働安全衛生の推進

県民に質の高い公務サービスの提供を行うに当たっては、職場における職員の安全と健康の確保及び快適な職場環境の形成の促進が重要である。任命権者は、本県の各職場において、日頃から自主的に労働関係法令に基づく安全衛生管理体制の構築に取り組む組織風土を醸成し、職員の安全衛生の確保を図る必要がある。

また、精神及び行動の障害による長期病休者は増加傾向にあり、任命権者においては、心の疾病の予防、早期の発見・対応、円滑な職場復帰及び再発防止のために、ストレスチェック制度の活用や相談体制の強化等の取組を、引き続き総合的に進めていく必要がある。加えて、今後、高齢層職員や女性職員の割合の増加が見込まれることから、健康管理に当たっては、こうした状況にも配慮していく必要がある。

なお、長時間労働は過労死等の主な原因の一つであることから、長時間労働を行った職員への医師による面接指導について、対象職員に申出の勧奨を行うとともに、業務多忙で面接時間を確保できない場合はオンラインを活用するなど、効果的に面接指導を実施できるよう、適切に対応する必要がある。

エ ハラスメントの防止

ハラスメントは、職員の個人としての尊厳や人格を侵害し、働く意欲や自信を減退させるものであるほか、職場の秩序を乱し、公務能率の低下を招くなど公務の運営に大きな支障を及ぼす行為である。

任命権者においては、職員への意識啓発や相談体制の充実を図っており、カスタマー・ハラスメント対策を含め、ハラスメントの根絶に向けた取組を引き続き適切に推進する必要がある。

(5) 人材の確保及び育成

少子化が進行し、若者のキャリア志向が変化する中で、職員採用を取り巻く環境は依然として厳しい状況であり、特に技術系職種は年々その厳しさが増してきている。民間や国、他自治体との人材獲得競争の激化を踏まえ、採用試験受験者の増加、多様で有為な人材の確保に向け、情報発信や採用機会の充実など、任命権者と連携して効果的な対策を積極的に講じていく必要がある。

また、任命権者においては、職員がやりがいを実感しながら公務においてその能力を十分に発揮できるよう、魅力ある職場づくりに努めるとともに、職員個々

に応じた細やかな成長機会の付与や支援などの人材育成に取り組んでいく必要がある。

障がい者の雇用については、地方公共団体に係る障害者雇用率の段階的な引上げ等も見据え、任命権者において、引き続き、障がい者の活躍を推進するための環境整備等に適切に取り組んでいく必要がある。

(6) 勧告実施の要請等

人事委員会の給与勧告は、職員の労働基本権制約の代償措置であり、その時々
の経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間企業従業員の
給与の状況等を踏まえ、職員の給与水準を社会一般の情勢に適応させる機能を有
するものである。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の原則に従い、民間給与の実態、
国家公務員及び他の都道府県職員給与の動向等について幅広く調査を行い、今回
の勧告に臨んだものである。

勤務条件の大きな柱である給与については、今後とも一層適切な制度の管理に
努めるとともに、人事委員会の勧告制度が果たしている役割に留意され、別紙第
2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別表第1 行政職給料表適用職員の平均給与月額等

区 分 項 目	令和7年4月		令和6年4月	
適 用 人 員	3,737人 (3,822人)		3,776人 (3,842人)	
平 均 年 齢	42.1歳 (42.5歳)		42.6歳 (42.9歳)	
平 均 給 与 月 額	367,290円 (365,882円)		361,061円 (359,998円)	

(注) () 内は、山形県職員等の給与に関する条例附則第3項により給料月額が決定される職員を含めた数値である。

別表第2 民間における給与改定の状況

項 目 役職段階		ベースアップ 実 施	ベースアップ 中 止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
山 形 県	係 員	37.1%	13.4%	—	49.4%
	課長級	30.5%	16.8%	—	52.7%
全 国	係 員	61.4%	2.1%	0.4%	36.1%
	課長級	56.5%	3.4%	0.2%	39.9%

(注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。(回答のあった本店を対象として集計)

2 「—」は、調査事業所が無い場合である。

別表第3 民間における定期昇給の実施状況

項 目 役職段階		定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施				定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし
			実 施	増 額	減 額	変化なし		
山 形 県	係 員	93.5%	93.5%	64.4%	—	29.1%	—	6.5%
	課長級	88.5%	88.5%	60.4%	—	28.1%	—	11.5%
全 国	係 員	90.7%	90.3%	36.5%	6.4%	47.3%	0.5%	9.3%
	課長級	82.8%	82.0%	32.0%	6.0%	44.1%	0.8%	17.2%

(注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除く事業所数を100とした場合の割合である。(回答のあった本店を対象として集計)

2 「—」は、調査事業所が無い場合である。

別表第4 職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較	差
		(A) - (B)	$\frac{(A) - (B)}{(B)} \times 100$
383,829円	371,970円	11,859円	3.19%

(注) 民間給与、職員給与ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

別表第5 民間における特別給の支給状況

項 目		県内民間事業所
平均所定内給与月額	下 半 期 (A ₁)	350,762円
	上 半 期 (A ₂)	357,117円
特 別 給 の 支 給 額	下 半 期 (B ₁)	701,363円
	上 半 期 (B ₂)	943,936円
特別給の支給割合	下 半 期 $\left(\frac{B_1}{A_1}\right)$	2.00月分
	上 半 期 $\left(\frac{B_2}{A_2}\right)$	2.64月分
年 間 の 支 給 割 合		4.64月分

(注) 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

備考 職員の場合、現行の年間支給月数は、4.60月である。

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次のように措置することを勧告する。

I 本年の給与改定

1 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

2 諸手当

(1) 初任給調整手当、特地勤務手当に準ずる手当及び宿日直手当

人事院が国家公務員について勧告した内容（宿日直手当のうち常直勤務に係るものを除く。）に準じて改定すること。

(2) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和 7 年 12 月期の支給割合

(ア) 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、期末手当の支給割合を 1.275 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.075 月分とすること。

ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、期末手当の支給割合を 1.075 月分とし、勤勉手当の支給割合を 1.275 月分とすること。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員について、期末手当の支給割合を 0.725 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.525 月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.625 月分とすること。

(ウ) 特定任期付職員について、期末手当の支給割合を 0.975 月分とし、勤勉手当の支給割合を 0.8 月分とすること。

(エ) 任期付研究員について、期末手当の支給割合を 1.775 月分とすること。

イ 令和 8 年 6 月期以降の支給割合

(ア) 職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）について、6 月及び 12 月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ 1.2625 月分とし、6 月及び 12

月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とすること。

ただし、特定幹部職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）にあっては、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.2625月分とすること。

- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.7125月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5125月分とすること。

ただし、定年前再任用短時間勤務職員である特定幹部職員にあっては、6月及び12月に支給される期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.6125月分とすること。

- (ウ) 特定任期付職員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.9625月分とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.7875月分とすること。

- (エ) 任期付研究員について、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.75月分とすること。

Ⅱ 令和8年4月1日からの給与改定

1 給料表の号給増設

Iの1による改定後の給料表のうち、行政職給料表（4級及び5級に限る。）、公安職給料表（5級に限る。）、研究職給料表（3級に限る。）、医療職給料表（2）（5級に限る。）並びに医療職給料表（3）（5級に限る。）について、別記第2のとおり号給の増設を行うこと。

2 通勤手当

- (1) 交通用具使用者に対する通勤手当の額を、1か月当たり66,400円を超えない範囲内で人事委員会規則で定める区分に応じた額とすること。
- (2) 交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対し、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (3) 1か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手当の

額、新幹線鉄道等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額を合算した額の限度を150,000円とすること。

Ⅲ 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、Ⅰの2(2)のイ及びⅡについては令和8年4月1日から実施すること。

別記第 1

行 政 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	197,400	245,600	281,200	315,300	338,500	373,300	428,200	480,300	534,600
	2	198,500	247,100	282,200	316,800	340,300	375,100	430,100	485,700	541,500
	3	199,800	248,700	283,200	318,300	342,200	376,700	432,000	490,700	546,600
	4	200,900	250,200	284,200	319,700	343,900	378,300	433,900	495,300	550,900
	5	202,000	251,700	285,200	321,100	345,600	379,900	435,700	499,400	554,400
	6	203,800	253,200	286,200	322,200	347,300	381,800	437,600	502,900	557,600
	7	205,400	254,700	287,200	323,200	349,100	383,300	439,400	505,800	560,600
	8	207,000	256,100	288,200	324,400	350,700	384,900	441,200	508,300	563,100
	9	208,600	257,600	289,200	325,600	352,300	386,200	442,800	510,400	565,100
	10	210,400	258,800	290,200	327,200	354,000	387,800	444,300		
	11	212,000	260,100	291,200	328,900	355,800	389,500	445,900		
	12	213,600	261,500	292,300	330,500	357,400	391,000	447,400		
	13	215,300	262,700	293,300	332,000	358,900	392,900	449,000		
	14	217,000	263,900	294,600	333,600	360,500	394,800	450,300		
	15	218,700	265,100	295,900	335,200	362,200	396,800	451,600		
	16	220,500	266,300	297,200	336,800	363,700	398,600	452,800		
	17	221,800	267,400	298,400	338,300	365,100	400,200	454,000		
	18	223,400	268,600	299,700	340,000	366,800	402,000	455,300		
	19	225,000	269,700	300,900	341,700	368,500	403,700	456,600		
	20	226,500	270,800	302,200	343,300	370,100	405,300	457,900		
	21	228,200	271,700	303,200	344,700	371,300	407,100	459,100		
	22	229,800	272,700	304,400	346,400	372,800	408,500	459,900		
	23	231,500	273,700	305,600	348,200	374,300	409,900	460,700		
	24	233,200	274,700	306,900	349,800	375,900	411,300	461,500		
	25	234,900	275,800	308,300	351,000	377,600	412,700	462,100		
	26	236,700	276,700	309,300	352,900	379,400	413,900	462,800		
	27	238,200	277,600	310,300	354,700	381,000	415,100	463,400		
	28	239,800	278,500	311,300	356,300	382,800	416,200	464,000		
	29	241,100	279,300	312,400	357,800	384,200	417,300	464,700		
	30	242,200	280,100	313,600	359,400	385,500	418,500	465,500		
	31	243,400	280,900	314,800	361,100	386,800	419,700	465,900		
	32	244,500	281,600	316,000	362,700	388,200	420,800	466,600		
	33	245,600	282,300	317,100	364,400	389,300	421,500	467,100		
	34	246,700	283,100	318,400	366,300	390,200	422,200	467,500		
	35	247,800	283,900	319,700	368,100	391,200	422,900	467,900		
	36	248,900	284,600	321,100	369,900	392,200	423,600	468,300		
	37	250,100	285,300	322,300	371,400	393,000	424,200	468,700		
	38	251,100	286,100	323,600	372,800	394,000	424,800	469,100		
	39	252,000	286,800	324,900	374,300	394,900	425,300	469,400		
	40	252,800	287,500	326,200	375,700	395,700	425,700	469,700		

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	41	253,600	288,200	327,600	377,200	396,500	426,100	470,000		
	42	254,300	288,900	328,900	378,000	397,300	426,300	470,300		
	43	254,900	289,600	330,200	379,100	398,100	426,600	470,600		
	44	255,600	290,300	331,300	380,100	398,800	426,900	470,900		
	45	256,300	291,000	332,200	381,000	399,500	427,200	471,200		
	46	256,900	291,700	333,500	382,100	400,200	427,500			
	47	257,500	292,400	334,800	383,000	400,900	427,800			
	48	258,100	293,000	336,100	384,000	401,700	428,100			
	49	258,600	293,700	337,300	384,900	402,200	428,400			
	50	259,200	294,300	338,600	385,600	402,800	428,700			
	51	259,800	295,000	339,800	386,300	403,400	428,900			
	52	260,300	295,700	341,000	386,900	404,100	429,200			
	53	260,700	296,300	342,300	387,300	404,500	429,400			
	54	261,100	296,900	343,400	387,900	405,100	429,700			
	55	261,500	297,500	344,500	388,600	405,700	430,000			
	56	261,800	298,200	345,600	389,300	406,300	430,300			
	57	262,100	298,800	346,300	389,600	406,700	430,500			
	58	262,400	299,400	347,200	390,300	407,300	430,800			
	59	262,700	300,000	348,000	391,000	407,900	431,100			
	60	263,000	300,700	348,800	391,600	408,400	431,300			
	61	263,300	301,300	349,600	391,900	408,800	431,500			
	62	263,600	302,000	350,000	392,400	409,400	431,800			
	63	263,900	302,500	350,500	393,100	409,900	432,100			
	64	264,200	303,000	351,300	393,700	410,400	432,300			
	65	264,500	303,500	352,100	394,000	410,700	432,500			
	66	264,800	304,100	352,800	394,600	411,100	432,800			
	67	265,100	304,600	353,500	395,300	411,500	433,100			
	68	265,400	305,200	354,100	395,900	411,900	433,300			
	69	265,700	305,600	354,600	396,300	412,200	433,500			
	70	266,000	306,100	355,200	396,800	412,500	433,800			
	71	266,300	306,600	355,700	397,400	412,800	434,100			
	72	266,600	307,200	356,300	397,900	413,000	434,300			
	73	266,900	307,700	356,600	398,400	413,200	434,500			
	74	267,200	308,200	357,100	399,000	413,500				
	75	267,500	308,500	357,400	399,500	413,800				
	76	267,800	308,900	357,800	399,800	414,000				
	77	268,200	309,000	358,200	400,200	414,200				
	78	268,500	309,300	358,700	400,700	414,500				
	79	268,800	309,500	359,200	401,100	414,800				
	80	269,100	309,800	359,700	401,500	415,000				
	81	269,400	310,000	360,000	401,900	415,200				
	82	269,700	310,200	360,400	402,400	415,500				
	83	270,000	310,500	360,900	402,800	415,800				
	84	270,300	310,700	361,300	403,200	416,000				
	85	270,600	311,000	361,600	403,500	416,200				
	86	270,900	311,200	362,000						
	87	271,200	311,500	362,400						
	88	271,500	311,800	362,800						

	89	271,800	312,100	363,000						
	90	272,100	312,400	363,400						
	91	272,400	312,700	363,800						
	92	272,700	313,100	364,200						
	93	273,000	313,200	364,300						
	94		313,400	364,800						
	95		313,800	365,200						
	96		314,200	365,500						
	97		314,400	365,800						
	98		314,700	366,200						
	99		315,000	366,600						
	100		315,400	367,000						
	101		315,600	367,500						
	102		315,900	367,900						
	103		316,200	368,300						
	104		316,500	368,700						
	105		316,700	369,200						
	106		317,000	369,600						
	107		317,300	369,900						
	108		317,600	370,200						
	109		317,800	370,700						
	110		318,100							
	111		318,600							
	112		318,900							
	113		319,000							
	114		319,300							
	115		319,600							
	116		320,000							
	117		320,200							
	118		320,400							
	119		320,700							
	120		321,000							
	121		321,300							
	122		321,500							
	123		321,800							
	124		322,100							
	125		322,400							
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		203,800	231,800	274,300	295,200	311,100	337,800	381,400	416,500	470,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員等に適用する。

公 安 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	227,700	249,100	273,500	313,700	350,200	372,200	403,700	440,800	488,300
	2	230,100	251,300	275,600	314,700	351,700	373,900	405,400	442,400	494,400
	3	232,600	253,500	277,800	315,600	353,200	375,600	407,100	444,000	499,400
	4	235,000	255,800	280,000	316,500	354,700	377,300	408,800	445,500	503,700
	5	237,400	258,000	282,100	317,100	356,300	378,900	410,400	447,000	507,800
	6	239,900	260,200	283,400	317,800	357,700	380,600	412,000	448,600	511,200
	7	242,300	262,300	284,800	318,500	359,000	382,200	413,600	450,000	514,200
	8	244,600	264,100	286,100	319,200	360,300	383,800	415,200	451,500	516,700
	9	246,900	266,200	287,400	319,800	361,600	385,300	416,900	452,600	518,900
	10	249,100	267,900	288,700	320,500	363,300	386,900	418,500	454,000	
	11	251,200	269,600	290,000	321,200	364,900	388,500	420,100	455,600	
	12	253,200	271,100	291,400	321,800	366,500	390,200	421,700	457,100	
	13	255,300	272,600	292,700	322,500	367,900	391,800	423,300	458,400	
	14	257,300	274,500	293,900	323,200	369,500	393,400	425,300	460,100	
	15	259,400	276,200	294,900	323,900	371,100	395,000	427,300	461,700	
	16	261,000	278,000	296,400	324,700	372,600	396,700	429,400	463,400	
	17	262,700	279,500	297,500	325,400	374,100	398,300	430,900	464,800	
	18	264,300	280,700	298,600	326,200	375,700	399,900	432,600	466,500	
	19	265,800	281,900	299,700	327,200	377,300	401,500	434,200	468,200	
	20	267,400	283,000	300,900	328,000	378,800	403,200	435,900	469,800	
	21	269,000	284,400	302,100	328,900	380,300	404,800	437,600	471,300	
	22	270,900	285,600	302,700	330,200	382,000	406,400	439,100	472,000	
	23	272,500	286,900	303,200	331,500	383,600	408,100	440,600	472,700	
	24	274,200	288,200	303,800	332,800	385,200	409,900	442,000	473,400	
	25	275,700	289,600	304,200	334,000	386,600	411,600	443,200	473,800	
	26	276,900	291,000	304,800	335,500	388,300	413,600	444,700	474,300	
	27	278,200	292,200	305,300	336,900	390,100	415,500	446,300	475,000	
	28	279,400	293,400	305,800	337,900	391,700	417,400	447,700	475,600	
	29	280,600	294,300	306,200	338,800	393,300	419,100	449,200	476,200	
	30	281,900	295,300	306,800	340,000	394,900	420,500	450,500	476,900	
	31	283,200	296,500	307,300	341,100	396,600	421,800	451,800	477,400	
	32	284,600	297,500	307,800	342,300	398,300	423,100	453,000	477,900	
	33	285,900	298,700	308,300	343,400	400,000	424,100	454,000	478,400	
	34	287,300	299,300	308,900	344,600	402,100	425,200	454,700	478,700	
	35	288,500	299,900	309,400	345,800	404,100	426,200	455,400	479,000	
	36	289,800	300,500	309,800	346,900	406,100	427,200	456,200	479,400	
	37	290,800	300,900	310,300	348,000	407,800	428,400	456,700	479,800	
	38	291,800	301,500	310,900	349,200	409,500	429,600	457,100	480,000	
	39	292,900	302,100	311,500	350,400	411,100	430,700	457,500	480,300	
	40	294,000	302,700	312,000	351,600	412,600	431,800	457,800	480,500	
	41	295,200	303,100	312,700	352,700	413,800	433,000	458,100	480,800	
	42	295,800	303,700	313,400	353,900	414,800	433,800	458,400	481,000	
	43	296,500	304,300	314,100	355,100	415,900	434,600	458,700	481,200	
	44	297,000	304,800	314,700	356,300	416,900	435,200	459,000	481,400	
	45	297,400	305,200	315,300	357,400	417,900	435,700	459,200	481,800	
	46	297,900	305,700	316,100	358,700	419,000	436,400	459,500		

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 等	47	298,400	306,200	316,900	359,900	420,100	437,100	459,800		
	48	298,900	306,700	317,600	361,100	421,300	437,700	460,000		
	49	299,300	307,300	318,400	362,400	422,600	438,400	460,300		
	50	299,800	307,800	319,500	363,800	423,400	438,800	460,600		
	51	300,300	308,400	320,500	365,100	424,200	439,400	460,900		
	52	300,800	308,900	321,500	366,400	424,800	440,000	461,200		
	53	301,300	309,500	322,500	367,300	425,300	440,400	461,500		
	54	301,900	310,100	323,600	368,700	426,000	440,900	461,800		
	55	302,400	310,800	324,600	369,900	426,700	441,400	462,000		
	56	302,800	311,400	325,700	371,100	427,400	441,900	462,300		
	57	303,300	312,000	326,700	372,200	427,700	442,400	462,500		
	58	303,800	312,900	327,800	373,500	428,400	442,900	462,800		
	59	304,300	313,700	328,900	375,000	429,100	443,300	463,100		
	60	304,700	314,400	330,000	376,400	429,600	443,700	463,300		
	61	305,200	315,200	330,900	377,700	430,000	444,100	463,500		
	62	305,600	316,000	332,000	379,200	430,400	444,400	463,800		
	63	306,100	316,800	333,100	380,700	430,900	444,700	464,100		
	64	306,500	317,700	334,200	382,200	431,400	445,000	464,400		
	65	307,000	318,500	335,200	383,400	431,900	445,300	464,600		
	66	307,500	319,400	336,300	384,800	432,300	445,600	464,900		
	67	308,000	320,200	337,400	386,200	432,800	445,900	465,200		
	68	308,400	321,000	338,500	387,500	433,300	446,100	465,500		
	69	308,900	321,900	339,500	388,700	433,800	446,300	465,700		
	70	309,300	322,700	340,600	389,900	434,300	446,600	466,000		
	71	309,700	323,600	341,900	391,100	434,900	446,900	466,300		
	72	310,200	324,500	343,100	392,300	435,500	447,100	466,600		
	73	310,700	325,200	343,800	393,700	435,900	447,300	466,800		
	74	311,200	326,100	345,100	394,900	436,500	447,600			
	75	311,800	327,000	346,400	396,100	436,900	447,900			
	76	312,200	327,800	347,800	397,200	437,100	448,100			
	77	312,700	328,400	349,100	398,300	437,400	448,300			
	78	313,300	329,300	350,500	399,500	437,900	448,600			
	79	313,900	330,200	351,900	400,600	438,200	448,900			
	80	314,500	331,200	353,300	401,900	438,500	449,100			
	81	315,000	332,100	354,700	403,000	438,800	449,300			
	82	315,500	333,200	356,300	403,600	439,200	449,600			
	83	316,200	334,200	357,800	404,100	439,700	449,900			
	84	316,800	335,200	359,400	404,600	440,000	450,100			
	85	317,400	336,100	360,800	405,200	440,300	450,300			
	86	318,100	337,100	362,300	405,800					
	87	318,800	338,100	363,800	406,400					
	88	319,500	339,100	365,200	407,000					
	89	320,200	340,000	366,500	407,300					
	90	320,900	341,400	367,700	407,800					
	91	321,600	342,600	369,000	408,400					
	92	322,300	343,800	370,300	408,900					
	93	322,800	345,000	371,600	409,300					
	94	323,700	346,300	373,200	409,700					
	95	324,600	347,600	374,700	410,200					
	96	325,400	348,800	376,100	410,700					
	97	326,200	350,000	377,400	411,100					
	98	327,100	351,300	378,600	411,600					
	99	328,000	352,600	379,700	412,100					

	100	328,900	353,800	381,000	412,600					
	101	329,800	355,200	382,100	412,900					
	102	330,800	356,100	383,200	413,300					
	103	331,800	357,100	384,300	413,800					
	104	332,800	358,200	385,500	414,100					
	105	333,600	359,400	386,700	414,400					
	106	334,200	360,500	387,200	414,900					
	107	334,800	361,500	387,800	415,400					
	108	335,400	362,500	388,400	415,900					
	109	335,900	363,700	389,000	416,200					
	110	336,400	364,700	389,500	416,700					
	111	336,800	365,700	389,900	417,200					
	112	337,300	366,600	390,400	417,700					
	113	338,100	367,600	390,800	418,000					
	114	338,800	368,500	391,200	418,500					
	115	339,500	369,500	391,700	419,000					
	116	340,100	370,500	392,300	419,500					
	117	340,700	371,500	392,700	419,900					
	118	341,400	371,900	393,200	420,400					
	119	342,100	372,500	393,800	420,800					
	120	342,900	373,100	394,300	421,300					
	121	343,500	373,400	394,400	421,700					
	122	343,800	373,800	395,000						
	123	344,300	374,300	395,500						
	124	344,800	374,700	395,900						
	125	345,100	375,100	396,400						
	126		375,500	396,900						
	127		375,900	397,400						
	128		376,300	397,900						
	129		376,700	398,200						
	130		377,100	398,700						
	131		377,500	399,200						
	132		377,900	399,700						
	133		378,100	400,000						
	134		378,600	400,500						
	135		378,900	400,900						
	136		379,200	401,400						
	137		379,500	401,700						
	138		379,900	402,100						
	139		380,400	402,600						
	140		380,900	403,100						
	141		381,200	403,400						
	142		381,700							
	143		382,200							
	144		382,700							
	145		383,000							
定年前再任用 短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		259,900	272,200	276,800	310,000	327,600	342,500	367,100	404,000	437,500

備考 この表は、警察官に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 等		円	円	円	円	円
	1	235,200	294,900	338,900	386,700	430,400
	2	238,600	297,100	340,000	388,400	432,600
	3	241,800	299,000	341,100	390,100	434,700
	4	245,300	300,700	342,100	391,700	436,800
	5	248,600	302,400	343,100	393,200	438,800
	6	251,800	303,900	344,600	394,900	440,200
	7	255,000	305,400	346,200	396,600	441,600
	8	258,000	306,900	347,800	398,100	442,900
	9	261,100	308,400	349,700	399,700	444,300
	10	264,000	309,900	351,400	401,200	445,600
	11	267,000	311,300	353,000	402,600	446,800
	12	269,800	312,800	354,600	404,200	448,000
	13	272,800	314,200	356,300	405,700	449,200
	14	275,800	315,600	358,000	407,100	450,500
	15	278,600	316,900	359,600	408,400	451,600
	16	281,400	318,200	361,100	409,700	452,700
	17	284,200	319,500	362,600	411,300	453,700
	18	286,500	320,600	363,400	412,800	454,700
	19	287,900	321,800	364,200	414,400	455,800
	20	289,300	322,900	365,000	416,000	457,000
	21	290,700	324,200	365,800	417,600	457,900
	22	292,000	325,100	366,500	419,000	458,700
	23	293,200	325,800	367,300	420,400	459,600
	24	294,300	326,500	368,000	421,800	460,500
	25	295,400	327,200	368,800	423,200	461,400
	26	296,000	327,900	369,500	424,400	462,300
	27	296,500	328,500	370,400	425,600	463,100
	28	297,000	329,100	371,100	426,800	463,900
	29	297,500	329,800	371,800	428,000	464,300
	30	297,900	330,400	372,500	429,100	464,800
	31	298,400	331,000	373,100	430,100	465,400
	32	298,800	331,600	373,800	431,100	465,900
	33	299,200	332,200	374,500	431,600	466,400
	34	299,500	332,800	375,100	432,500	466,700
	35	299,800	333,200	375,800	433,400	467,200
	36	300,100	333,700	376,500	434,300	467,600
	37	300,400	334,200	377,200	435,100	467,900
	38	300,700	334,700	377,800	436,000	468,400
	39	301,000	335,200	378,400	436,800	469,000
	40	301,300	335,500	379,100	437,700	469,600
	41	301,600	335,800	379,800	438,500	470,200
	42	301,900	336,200	380,500	439,400	470,900
	43	302,200	336,500	381,200	440,300	471,500
	44	302,500	336,800	381,900	440,800	472,100
	45	302,800	337,100	382,500	441,000	472,400
	46	303,000	337,400	383,300	441,400	473,100
	47	303,300	337,700	384,100	441,700	473,700
	48	303,600	338,000	384,800	442,000	474,300
	49	303,900	338,300	385,600	442,300	474,700

	50	304,200	338,600	386,500	442,500	475,000
	51	304,500	338,900	387,400	442,800	475,300
	52	304,800	339,200	388,100	443,200	475,500
	53	304,900	339,500	388,700	443,500	475,700
	54	305,200	339,800	389,600	444,000	475,900
	55	305,500	340,100	390,500	444,600	476,200
	56	305,700	340,300	391,300	445,100	476,500
	57	305,900	340,500	391,600	445,700	476,700
	58	306,200	340,800	391,900	446,300	477,000
	59	306,500	341,100	392,200	446,800	477,300
	60	306,700	341,300	392,500	447,300	477,500
	61	306,900	341,500	392,800	447,900	477,700
	62	307,200	341,900	393,200	448,400	
	63	307,500	342,200	393,500	448,900	
	64	307,700	342,400	393,800	449,500	
	65	307,900	342,600	394,000	450,000	
	66	308,200	342,900	394,200	450,600	
	67	308,300	343,200	394,500	451,100	
	68	308,600	343,400	394,800	451,700	
	69	308,800	343,600	395,100	452,200	
	70			395,300	452,700	
	71			395,600	453,300	
	72			395,900	453,900	
	73			396,200	454,200	
	74			396,600	454,800	
	75			397,000	455,500	
	76			397,400	456,000	
	77			397,800	456,400	
	78			398,200	456,900	
	79			398,700	457,600	
	80			399,200	458,300	
	81			399,600	458,500	
	82			400,100		
	83			400,500		
	84			400,900		
	85			401,400		
	86			401,900		
	87			402,400		
	88			402,900		
	89			403,200		
	90			403,600		
	91			403,900		
	92			404,300		
	93			404,800		
	94			405,100		
	95			405,600		
	96			406,000		
	97			406,600		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 237,600	円 269,300	円 300,500	円 343,800	円 373,700

備考 この表は、練習船、警察用船舶等で人事委員会の指定するものに乗組む職員等に適用する。ただし、警察官及び教育職員を除く。

教 育 職 給 料 表

教育職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	214,700	263,200	396,400	473,000
	2	217,200	265,000	397,900	474,800
	3	219,500	266,400	399,300	476,700
	4	221,900	268,000	400,700	478,500
	5	224,200	269,400	402,100	480,200
	6	226,500	270,700	403,600	481,900
	7	228,800	271,900	405,100	483,800
	8	231,000	273,100	406,500	485,600
	9	233,400	274,500	407,800	487,400
	10	235,600	275,700	409,300	489,100
	11	237,800	277,000	410,800	490,700
	12	240,000	278,400	412,300	492,200
	13	242,400	279,700	413,700	493,700
	14	244,500	281,600	415,200	495,000
	15	246,700	283,300	416,800	496,500
	16	248,800	285,100	418,300	497,800
	17	251,100	286,800	419,700	499,000
	18	253,200	289,000	421,300	499,600
	19	255,200	291,300	422,900	500,200
	20	257,200	293,500	424,500	500,900
	21	258,900	295,700	425,700	501,500
	22	260,200	298,000	427,100	
	23	261,500	300,200	428,500	
	24	262,800	302,300	429,900	
	25	264,100	304,300	431,500	
	26	265,300	306,200	432,900	
	27	266,500	308,100	434,200	
	28	267,700	310,000	435,600	
	29	268,800	311,800	437,100	
	30	270,000	313,700	438,400	
	31	271,300	315,500	439,900	
	32	272,500	317,300	441,400	
	33	273,600	319,000	443,100	
	34	274,900	320,800	444,500	
	35	276,100	322,500	446,100	
	36	277,400	324,200	447,600	
	37	278,600	325,800	449,400	
	38	279,800	327,500	450,900	
	39	281,000	329,300	452,500	
	40	282,100	331,000	454,200	
	41	283,500	332,400	455,700	
	42	284,500	334,300	457,200	
	43	285,500	336,200	458,400	
	44	286,400	337,900	459,600	
	45	287,000	339,500	460,800	
	46	287,800	341,400	462,100	
	47	288,600	343,200	463,400	
	48	289,400	344,900	464,600	
	49	290,200	346,600	465,700	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	50	291,000	348,400	466,900
	51	291,700	350,200	468,100
	52	292,500	351,900	469,300
	53	293,300	353,600	470,600
	54	294,100	354,900	471,800
	55	294,800	356,300	473,000
	56	295,700	357,600	474,300
	57	296,400	359,100	475,400
	58	297,000	360,700	476,000
	59	297,800	362,200	476,500
	60	298,600	363,800	477,000
	61	299,300	365,300	477,500
	62	299,900	366,900	
	63	300,700	368,500	
	64	301,300	370,000	
	65	302,400	371,500	
	66	303,200	373,100	
	67	303,900	374,700	
	68	304,600	376,300	
	69	305,200	377,800	
	70	305,900	379,400	
	71	306,600	380,900	
	72	307,300	382,500	
	73	308,100	384,000	
	74	308,800	385,600	
	75	309,500	387,200	
	76	310,000	388,800	
	77	310,600	390,200	
	78	311,200	391,600	
	79	311,900	393,000	
	80	312,500	394,300	
	81	313,000	395,700	
	82	313,700	397,100	
	83	314,400	398,500	
	84	315,100	399,900	
	85	315,700	400,900	
	86	316,500	402,300	
	87	317,200	403,700	
	88	317,800	405,000	
	89	318,500	406,200	
	90	319,400	407,500	
	91	320,200	408,600	
	92	321,000	409,800	
	93	321,500	411,100	
	94	322,300	412,200	
	95	323,100	413,400	
	96	323,900	414,600	
	97	324,500	416,100	
	98	325,300	417,100	
	99	326,100	418,100	
	100	326,800	419,200	
	101	327,600	420,100	
	102	328,500	421,100	
	103	329,400	422,100	
	104	330,200	423,300	
	105	330,700	424,000	
	106	331,600	424,900	

	107	332,400	425,800		
	108	333,200	426,700		
	109	333,900	427,500		
	110	334,300	428,400		
	111	334,600	429,200		
	112	335,100	430,000		
	113	335,600	430,600		
	114	336,000	431,300		
	115	336,500	432,000		
	116	336,900	432,700		
	117	337,400	433,300		
	118	337,900	433,800		
	119	338,300	434,200		
	120	338,800	434,500		
	121	339,300	434,800		
	122	339,700	435,100		
	123	340,100	435,400		
	124	340,600	435,600		
	125	341,200	435,800		
	126	341,500	436,100		
	127	341,800	436,400		
	128	342,100	436,600		
	129	342,300	436,800		
	130	342,600	437,100		
	131	342,900	437,400		
	132	343,100	437,600		
	133	343,300	437,800		
	134	343,500	438,100		
	135	343,700	438,400		
	136	344,000	438,600		
	137	344,300	438,800		
	138	344,500	439,100		
	139	344,800	439,400		
	140	345,100	439,600		
	141	345,300	439,800		
	142	345,500	440,100		
	143	345,800	440,400		
	144	346,000	440,600		
	145	346,300	440,800		
	146	346,500			
	147	346,800			
	148	347,100			
	149	347,300			
	150	347,500			
	151	347,800			
	152	348,100			
	153	348,300			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円
		251,600	294,000	354,400	443,700

備考 (1) この表は、県立の高等学校及び特別支援学校に勤務する教育職員並びに人事委員会
会で定める者に適用する。
(2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委
員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額
とする。

教育職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	214,800	236,600	338,400	368,300	456,100
	2	217,200	239,000	340,200	369,800	457,400
	3	219,500	241,400	342,000	371,400	458,600
	4	221,900	244,000	343,800	372,800	459,900
	5	224,200	246,400	345,400	374,200	461,000
	6	226,500	248,900	347,300	375,500	462,200
	7	228,800	251,300	349,200	376,900	463,400
	8	231,000	253,900	351,100	378,300	464,600
	9	233,400	256,500	352,900	379,700	465,900
	10	235,600	258,100	354,900	381,000	467,200
	11	237,900	259,800	356,800	382,300	468,200
	12	240,100	261,500	358,600	383,600	469,300
	13	242,500	263,200	360,300	384,800	470,600
	14	244,600	265,000	362,000	386,100	471,400
	15	246,800	266,400	363,600	387,300	472,200
	16	248,900	268,000	365,200	388,500	473,100
	17	251,200	269,400	366,800	389,600	474,100
	18	253,300	270,700	368,100	390,800	474,500
	19	255,300	271,900	369,300	392,000	475,000
	20	257,200	273,100	370,500	393,100	475,500
	21	258,900	274,500	371,800	394,200	476,000
	22	260,200	275,700	373,200	395,400	
	23	261,500	277,000	374,600	396,600	
	24	262,800	278,400	376,000	397,700	
	25	264,100	279,700	377,200	398,800	
	26	265,200	281,600	378,600	400,000	
	27	266,300	283,300	379,900	401,100	
	28	267,400	285,100	381,200	402,300	
	29	268,600	286,800	382,500	403,400	
	30	269,900	288,900	383,900	404,600	
	31	271,200	291,200	385,200	405,800	
	32	272,400	293,400	386,500	406,900	
	33	273,500	295,600	387,800	407,900	
	34	274,700	297,900	389,100	409,100	
	35	275,700	300,100	390,200	410,300	
	36	276,800	302,200	391,400	411,500	
	37	278,000	304,200	392,600	412,700	
	38	278,900	306,100	393,800	414,000	
	39	280,000	308,000	395,000	415,200	
	40	281,100	309,900	396,200	416,400	
	41	282,300	311,700	397,300	417,500	
	42	283,400	313,600	398,500	418,800	
	43	284,500	315,400	399,700	419,800	
	44	285,600	317,200	400,900	420,900	
	45	286,600	318,900	402,000	422,200	
	46	287,400	320,700	403,300	423,400	
	47	288,200	322,400	404,600	424,600	
	48	289,000	324,100	405,700	425,800	
	49	289,700	325,700	406,600	426,900	
	50	290,500	327,400	407,800	427,900	
	51	291,200	329,200	408,900	429,300	
	52	291,900	330,900	410,000	430,500	
	53	292,700	332,300	410,800	431,700	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 等	54	293,500	334,200	411,900	432,800
	55	294,100	336,100	412,900	433,900
	56	294,800	337,800	413,900	435,000
	57	295,600	339,500	415,000	436,100
	58	296,400	341,400	416,100	437,300
	59	297,200	343,200	417,200	438,500
	60	297,800	344,900	418,300	439,700
	61	298,400	346,600	419,300	440,300
	62	299,100	348,400	420,400	441,100
	63	299,800	350,200	421,500	441,800
	64	300,300	351,900	422,600	442,300
	65	301,000	353,600	423,500	442,600
	66	301,700	354,900	424,400	443,000
	67	302,400	356,300	425,400	443,400
	68	303,000	357,600	426,400	443,800
	69	303,700	359,100	427,200	444,100
	70	304,400	360,600	428,100	444,500
	71	305,000	362,100	428,800	444,800
	72	305,700	363,600	429,600	445,100
	73	306,200	365,000	430,300	445,400
	74	306,800	366,500	430,900	445,800
	75	307,500	368,000	431,600	446,100
	76	308,100	369,500	432,300	446,400
	77	308,700	370,900	432,900	446,600
	78	309,300	372,400	433,600	446,900
	79	309,900	373,900	434,100	447,200
	80	310,500	375,400	434,800	447,400
	81	311,000	376,800	435,200	447,600
	82	311,500	378,100	435,600	
	83	312,100	379,400	435,900	
	84	312,700	380,600	436,200	
	85	313,100	381,900	436,400	
	86	313,600	383,100	436,700	
	87	314,100	384,200	437,000	
	88	314,600	385,300	437,200	
	89	315,000	386,400	437,400	
	90	315,500	387,500	437,700	
	91	315,900	388,600	438,000	
	92	316,400	389,700	438,200	
	93	316,700	390,800	438,400	
	94	317,200	391,900	438,700	
	95	317,700	393,000	439,000	
	96	318,100	394,100	439,200	
	97	318,400	395,100	439,400	
	98	318,800	396,100	439,700	
	99	319,300	397,000	440,000	
	100	319,700	397,900	440,200	
	101	320,100	398,700	440,400	
	102	320,400	399,700	440,700	
	103	320,700	400,700	441,000	
	104	321,000	401,600	441,200	
	105	321,200	402,400	441,400	
	106	321,600	403,300		
	107	321,800	404,200		
	108	322,000	405,100		
	109	322,200	405,900		
	110	322,400	406,900		
	111	322,700	407,900		
	112	323,000	408,800		

	113	323, 200	409, 400			
	114	323, 400	410, 300			
	115	323, 600	411, 200			
	116	323, 900	412, 100			
	117	324, 200	412, 900			
	118	324, 500	413, 600			
	119	324, 800	414, 500			
	120	325, 100	415, 300			
	121	325, 200	415, 900			
	122	325, 400	416, 600			
	123	325, 700	417, 300			
	124	326, 000	417, 900			
	125	326, 200	418, 500			
	126		419, 200			
	127		419, 700			
	128		420, 300			
	129		421, 000			
	130		421, 600			
	131		422, 100			
	132		422, 600			
	133		422, 900			
	134		423, 200			
	135		423, 400			
	136		423, 700			
	137		424, 000			
	138		424, 300			
	139		424, 600			
	140		424, 900			
	141		425, 200			
	142		425, 500			
	143		425, 800			
	144		426, 100			
	145		426, 400			
	146		426, 700			
	147		427, 000			
	148		427, 200			
	149		427, 400			
	150		427, 700			
	151		428, 000			
	152		428, 200			
	153		428, 400			
	154		428, 700			
	155		429, 000			
	156		429, 200			
	157		429, 400			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		242, 600	290, 900	319, 900	347, 700	433, 200

- 備考 (1) この表は、県立の中学校並びに市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校に勤務する教育職員並びに人事委員会で定める者に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員等のうち、その職務の級が3級である職員等で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

教育職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	279,700	360,500	415,400	483,700
	2	281,900	362,100	417,100	492,700
	3	284,000	363,700	418,400	501,500
	4	286,000	365,300	419,700	510,000
	5	287,800	366,800	420,900	518,600
	6	289,300	368,400	421,900	526,700
	7	290,800	370,000	422,900	534,300
	8	292,400	371,600	423,800	541,700
	9	294,200	373,000	424,700	548,700
	10	296,200	375,000	425,700	554,700
	11	298,300	377,000	426,800	559,400
	12	300,300	379,000	427,900	562,800
	13	302,300	380,800	429,000	566,300
	14	304,600	382,400	430,100	569,400
	15	306,700	384,100	431,100	572,400
	16	308,800	385,500	432,100	574,900
	17	310,800	386,800	433,200	577,100
	18	313,500	388,300	434,300	
	19	316,200	389,600	435,400	
	20	318,900	391,000	436,500	
	21	321,500	392,300	437,500	
	22	324,000	393,500	438,600	
	23	326,400	394,700	439,700	
	24	328,600	395,800	440,900	
	25	330,900	396,900	441,800	
	26	332,900	398,300	442,900	
	27	334,900	399,600	444,000	
	28	336,900	400,900	445,000	
	29	339,000	402,100	445,900	
	30	340,900	403,400	447,000	
	31	342,800	404,700	448,000	
	32	344,800	406,000	449,100	
	33	346,600	407,200	450,200	
	34	348,500	408,400	451,400	
	35	350,500	409,600	452,500	
	36	352,400	410,700	453,700	
	37	354,100	411,800	454,400	
	38	355,300	413,000	455,300	
	39	356,400	414,100	456,200	
	40	357,500	415,100	457,100	
	41	358,000	416,300	457,900	
	42	358,400	417,500	458,800	
	43	358,800	418,600	459,600	

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 の 職 員 等	44	359,200	419,700	460,300
	45	359,700	420,700	461,000
	46	360,200	421,700	461,900
	47	360,700	422,700	462,900
	48	361,000	423,600	463,800
	49	361,300	424,800	464,700
	50	361,600	426,100	465,700
	51	361,900	427,500	466,700
	52	362,200	428,900	467,600
	53	362,600	429,700	468,600
	54	362,900	430,700	469,600
	55	363,300	431,700	470,600
	56	363,600	432,800	471,600
	57	363,900	433,800	472,500
	58	364,300	434,500	473,400
	59	364,700	435,300	474,300
	60	365,100	436,000	475,400
	61	365,400	436,700	476,200
	62	365,700	437,500	476,600
	63	366,100	438,300	477,200
	64	366,400	438,900	477,800
	65	366,700	439,500	478,400
	66	367,100	439,900	479,100
	67	367,400	440,200	479,400
	68	367,800	440,500	480,000
	69	368,200	440,800	480,400
	70	368,500	441,100	480,700
	71	368,900	441,300	481,000
	72	369,300	441,600	481,300
	73	369,600	441,800	481,600
	74	370,100	442,000	
	75	370,500	442,300	
	76	370,900	442,600	
	77	371,200	442,800	
	78	371,600	443,000	
	79	372,000	443,300	
	80	372,500	443,600	
	81	373,000	443,800	
	82	373,600	444,100	
	83	374,300	444,400	
	84	375,000	444,700	
	85	375,600	444,900	
	86	376,200	445,200	
	87	376,800	445,500	
	88	377,400	445,700	
	89	377,900	445,900	
	90	378,300	446,200	

	91	378,600	446,500		
	92	379,000	446,700		
	93	379,400	446,900		
	94	379,800			
	95	380,300			
	96	380,700			
	97	381,300			
	98	381,800			
	99	382,200			
	100	382,700			
	101	383,100			
	102	383,600			
	103	383,900			
	104	384,200			
	105	384,700			
	106	385,100			
	107	385,600			
	108	386,100			
	109	386,500			
	110	387,000			
	111	387,500			
	112	387,900			
	113	388,300			
	114	388,700			
	115	389,100			
	116	389,500			
	117	389,900			
	118	390,300			
	119	390,700			
	120	391,100			
	121	391,400			
	122	391,800			
	123	392,200			
	124	392,500			
	125	392,900			
	126	393,400			
	127	394,000			
	128	394,400			
	129	394,800			
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 303,800	円 315,300	円 338,400	円 426,900

備考 この表は、県立の大学に勤務する教育職員に適用する。

研 究 職 給 料 表

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	197,700	249,900	344,900	395,400	468,300
	2	198,900	254,200	347,000	396,900	478,700
	3	200,100	257,100	349,000	398,300	488,500
	4	201,200	259,800	350,900	399,700	498,600
	5	202,300	262,500	352,700	401,100	508,700
	6	204,600	264,800	354,700	402,500	518,900
	7	206,700	266,300	356,700	403,900	527,800
	8	208,800	267,800	358,600	405,300	535,800
	9	211,100	269,300	360,400	406,700	543,700
	10	213,100	271,500	362,000	408,200	550,900
	11	215,100	273,600	363,600	409,700	556,400
	12	217,200	275,600	365,200	411,100	560,900
	13	219,300	277,400	366,800	412,500	564,000
	14	221,300	279,900	367,800	414,000	566,000
	15	223,200	282,300	368,800	415,600	
	16	225,000	284,600	369,800	417,100	
	17	226,800	286,800	370,900	418,600	
	18	228,700	289,200	372,100	420,200	
	19	230,500	291,700	373,300	421,800	
	20	232,400	294,100	374,500	423,600	
	21	234,300	296,400	375,700	424,800	
	22	236,200	298,600	376,800	426,200	
	23	237,900	300,700	377,900	427,600	
	24	239,700	302,700	378,900	429,000	
	25	241,500	304,700	380,000	430,300	
	26	243,800	306,600	381,000	431,600	
	27	245,900	308,500	382,000	433,100	
	28	248,100	310,500	383,000	434,600	
	29	250,100	312,400	383,900	435,800	
	30	251,200	313,900	384,700	437,100	
	31	252,300	315,400	385,500	438,700	
	32	253,400	317,000	386,300	440,200	
	33	254,800	318,500	387,000	441,500	
	34	256,400	320,000	387,800	442,900	
	35	257,900	321,500	388,600	444,400	
	36	259,400	323,000	389,400	445,800	
	37	260,900	324,400	390,100	447,200	
	38	262,500	325,300	390,800	448,600	
	39	264,200	326,200	391,600	450,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	40	265,800	327,100	392,400	451,500
	41	267,200	327,800	393,200	452,600
	42	268,600	328,300	394,500	453,900
	43	270,000	328,800	395,700	455,300
	44	271,400	329,200	396,900	456,600
	45	272,900	329,600	397,600	457,500
	46	274,200	330,200	398,600	458,300
	47	275,500	330,700	399,400	459,200
	48	276,700	331,100	400,100	460,100
	49	277,900	331,500	400,900	461,000
	50	279,000	331,900	401,600	461,800
	51	280,100	332,200	402,200	462,400
	52	281,200	332,700	402,900	463,200
	53	282,400	333,100	403,500	463,600
	54	283,500	333,500	404,200	464,200
	55	284,500	333,900	405,000	464,700
	56	285,500	334,200	405,800	465,200
	57	286,500	334,600	406,400	465,700
	58	287,200	334,900	407,200	
	59	287,700	335,300	407,900	
	60	288,300	335,700	408,600	
	61	288,900	336,100	409,200	
	62	289,500	336,600	409,900	
	63	290,100	337,200	410,700	
	64	290,700	337,700	411,400	
	65	291,300	338,100	412,000	
	66	291,800	338,700	412,600	
	67	292,400	339,200	413,200	
	68	292,900	339,800	413,900	
	69	293,500	340,300	414,700	
	70	294,200	340,800	415,200	
	71	294,800	341,400	415,800	
	72	295,400	342,000	416,400	
	73	296,000	342,500	416,900	
	74	296,700	343,200	417,500	
	75	297,300	343,900	418,100	
	76	298,000	344,600	418,600	
	77	298,600	345,200	419,100	
	78	299,300	345,800	419,600	
	79	300,000	346,500	420,100	
	80	300,500	347,300	420,800	
	81	301,100	348,000	421,200	
	82	301,800	348,700		
	83	302,500	349,300		
	84	303,100	349,900		

	85	303,600	350,400			
	86	304,200	350,900			
	87	304,900	351,300			
	88	305,500	351,700			
	89	306,000	352,000			
	90	306,600	352,500			
	91	307,400	352,900			
	92	308,000	353,300			
	93	308,600	353,600			
	94	309,200	353,900			
	95	309,800	354,300			
	96	310,400	354,700			
	97	310,700	355,200			
	98	311,200	355,700			
	99	311,800	356,200			
	100	312,300	356,700			
	101	312,700	357,200			
	102	313,100	357,700			
	103	313,500	358,100			
	104	313,900	358,600			
	105	314,300	359,100			
	106	314,700	359,500			
	107	315,100	360,000			
	108	315,400	360,400			
	109	315,600	360,900			
	110	316,000	361,300			
	111	316,300	361,700			
	112	316,500	362,100			
	113	316,800	362,600			
	114	317,100	363,000			
	115	317,400	363,400			
	116	317,700	363,800			
	117	317,900	364,300			
	118	318,200	364,700			
	119	318,400	365,100			
	120	318,700	365,500			
	121	319,000	365,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円
		234,300	278,200	304,500	349,100	410,600

備考 この表は、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員等で人事委員会で定めるものに適用する。

医 療 職 給 料 表

医療職給料表(1)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等		円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200
	2	307,900	418,300	472,300	572,300
	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	
	17	355,700	445,500	498,800	
	18	358,800	447,000	500,700	
	19	362,000	448,400	502,600	
	20	365,200	449,800	504,500	
	21	368,500	451,100	506,400	
	22	371,600	452,600	508,100	
	23	374,700	454,000	509,900	
	24	377,700	455,400	511,700	
	25	380,800	456,800	513,300	
	26	383,100	458,200	515,100	
	27	385,400	459,500	516,900	
	28	387,600	460,900	518,400	
	29	389,500	462,300	519,800	
	30	391,200	463,600	521,500	
	31	392,900	465,000	523,300	
	32	394,700	466,400	525,000	
	33	396,400	467,700	526,500	
	34	398,200	469,100	527,800	
	35	399,800	470,400	529,100	
	36	401,100	471,800	530,400	
	37	402,500	473,200	531,400	
	38	403,900	474,900	532,700	
	39	405,300	476,500	534,000	
	40	406,700	478,000	535,300	
	41	408,200	479,600	536,300	
	42	408,900	480,800	537,100	
	43	409,500	481,900	537,900	
	44	410,100	483,000	538,700	
	45	410,900	484,000	539,600	
	46	411,500	484,900	540,400	
	47	412,100	485,800	541,200	
	48	412,600	486,600	541,900	
	49	413,100	487,300	542,700	

	50	413,500	488,000	543,500	
	51	414,000	488,700	544,200	
	52	414,400	489,300	545,100	
	53	414,800	489,900	546,000	
	54	415,100	490,600	546,800	
	55	415,400	491,200	547,700	
	56	415,800	491,800	548,600	
	57	416,100	492,100	549,400	
	58	416,500	492,700	550,200	
	59	416,800	493,300	551,000	
	60	417,200	494,000	551,700	
	61	417,600	494,400	552,500	
	62	417,900	495,000	553,400	
	63	418,200	495,700	554,300	
	64	418,500	496,400	555,200	
	65	418,800	496,800	556,000	
	66		497,400	556,900	
	67		498,000	557,800	
	68		498,500	558,700	
	69		499,000	559,500	
	70		499,500	560,400	
	71		500,000	561,300	
	72		500,500	562,200	
	73		500,900	563,000	
	74		501,400		
	75		501,800		
	76		502,200		
	77		502,700		
	78		503,300		
	79		503,800		
	80		504,200		
	81		504,700		
	82		505,300		
	83		505,900		
	84		506,400		
	85		506,900		
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500

備考 この表は、社会福祉施設等で人事委員会の指定するものに勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表(2)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	202,700	242,900	279,300	298,500	332,100	378,900	434,800
	2	204,900	244,200	280,100	299,300	333,500	380,600	436,700
	3	207,000	245,500	280,800	300,000	334,900	382,300	438,800
	4	209,100	246,900	281,600	300,700	336,400	383,900	440,600
	5	211,200	248,100	282,400	301,400	337,800	385,400	442,400
	6	213,200	249,200	283,200	302,200	339,400	387,000	444,000
	7	215,300	250,200	284,000	302,900	340,900	388,700	445,700
	8	217,200	251,100	284,800	303,600	342,500	390,300	447,200
	9	219,100	252,100	285,500	304,400	343,900	391,900	448,700
	10	221,000	253,200	286,300	305,100	345,500	393,900	450,100
	11	223,000	254,400	287,100	305,900	347,000	396,000	451,400
	12	225,200	255,400	287,900	306,500	348,600	398,000	452,700
	13	226,900	256,800	288,700	307,200	350,000	399,400	454,100
	14	229,000	258,000	289,500	308,300	351,600	401,100	455,300
	15	231,200	259,000	290,300	309,400	353,100	402,900	456,500
	16	233,300	260,600	291,100	310,600	354,700	404,600	457,600
	17	235,500	262,100	291,900	311,700	356,200	406,400	458,800
	18	237,100	263,500	292,700	312,900	357,800	407,900	459,900
	19	238,600	264,700	293,500	314,100	359,400	409,400	461,100
	20	239,700	265,800	294,200	315,300	360,900	410,900	462,400
	21	240,800	266,900	295,000	316,500	362,300	412,200	463,500
	22	241,700	267,800	295,900	317,700	363,800	413,500	464,300
	23	242,600	268,700	296,800	318,900	365,300	414,800	464,700
	24	243,600	269,500	297,600	320,100	366,800	416,000	465,400
	25	244,500	270,300	298,300	321,300	368,400	417,100	465,900
	26	245,400	271,100	299,200	322,500	369,900	418,200	466,300
	27	246,300	271,900	300,100	323,600	371,400	419,400	466,700
	28	247,200	272,700	300,800	324,800	372,800	420,500	467,100
	29	248,100	273,500	301,600	326,100	374,200	421,300	467,500
	30	249,000	274,300	302,700	327,300	375,800	422,100	467,900
	31	249,900	275,100	303,600	328,500	377,300	422,900	468,300
	32	250,800	275,900	304,600	329,700	378,900	423,700	468,600
	33	251,500	276,700	305,600	330,900	380,100	424,100	468,900
	34	252,100	277,500	306,700	332,000	381,200	424,700	469,200
	35	252,800	278,200	307,800	333,200	382,400	425,200	469,500
	36	253,500	279,000	308,700	334,400	383,500	425,600	469,800
	37	254,200	279,900	309,700	335,600	384,500	426,000	470,100

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	38	254,800	280,700	310,700	336,900	385,300	426,200
	39	255,400	281,500	311,700	338,200	386,300	426,500
	40	256,100	282,200	312,700	339,400	387,400	426,800
	41	256,700	282,900	313,700	340,300	388,400	427,100
	42	257,300	283,700	314,900	341,600	389,400	427,400
	43	257,900	284,500	316,000	342,800	390,400	427,700
	44	258,400	285,300	317,100	344,000	391,300	428,000
	45	258,800	286,000	318,200	344,900	392,100	428,300
	46	259,400	286,800	319,300	345,900	392,900	428,600
	47	259,800	287,600	320,400	346,900	393,800	428,900
	48	260,200	288,300	321,400	347,900	394,700	429,200
	49	260,600	289,000	322,500	348,800	395,200	429,400
	50	261,100	289,700	323,600	349,700	396,000	429,600
	51	261,700	290,400	324,700	350,700	396,800	429,900
	52	262,200	291,100	325,800	351,600	397,600	430,200
	53	262,500	291,800	326,800	352,100	398,000	430,400
	54	262,800	292,400	327,800	353,000	398,700	
	55	263,100	293,100	328,800	353,800	399,400	
	56	263,400	293,700	329,800	354,700	400,000	
	57	263,700	294,400	330,800	355,400	400,400	
	58	264,000	295,100	331,800	355,700	401,000	
	59	264,300	295,800	332,800	356,200	401,600	
	60	264,600	296,400	333,700	356,800	402,200	
	61	264,900	297,000	334,600	357,400	402,600	
	62	265,200	297,600	335,400	358,100	403,100	
	63	265,500	298,300	336,100	358,800	403,600	
	64	265,800	298,900	336,700	359,400	404,100	
	65	266,100	299,400	337,300	360,100	404,700	
	66	266,400	300,000	338,000	360,600	405,200	
	67	266,700	300,700	338,600	361,200	405,800	
	68	267,000	301,300	339,200	361,800	406,400	
	69	267,300	301,900	339,800	362,100	406,900	
	70	267,600	302,600	340,000	362,600	407,400	
	71	268,000	303,200	340,400	363,100	407,900	
	72	268,200	303,800	341,000	363,600	408,300	
	73	268,400	304,400	341,600	364,100	408,600	
	74	268,700	304,900	342,100	364,600	409,100	
	75	269,000	305,300	342,600	365,100	409,500	
	76	269,200	305,700	343,000	365,500	409,900	
	77	269,400	306,000	343,600	365,800	410,300	
	78	269,700	306,300	344,100	366,100		
	79	270,000	306,500	344,500	366,300		

	80	270,200	306,800	345,000	366,600			
	81	270,400	307,100	345,500	367,100			
	82	270,700	307,400	345,800	367,400			
	83	271,000	307,700	346,000	367,700			
	84	271,200	308,000	346,300	368,000			
	85	271,400	308,200	346,700	368,400			
	86		308,400	347,100	368,700			
	87		308,600	347,500	369,000			
	88		308,800	347,800	369,300			
	89		309,200	348,100	369,700			
	90		309,400	348,300	370,000			
	91		309,600	348,700	370,300			
	92		309,800	349,000	370,600			
	93		310,200	349,200	370,900			
	94		310,400	349,500	371,300			
	95		310,600	349,800	371,700			
	96		310,900	350,000	372,100			
	97		311,200	350,200	372,600			
	98		311,400	350,500	373,000			
	99		311,600	350,800	373,400			
	100		311,900	351,000	373,800			
	101		312,200	351,100	374,300			
	102		312,400	351,400				
	103		312,600	351,800				
	104		312,900	352,000				
	105		313,200	352,200				
	106			352,500				
	107			352,900				
	108			353,300				
	109			353,500				
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
		204,800	231,900	261,800	276,100	303,100	346,000	390,200

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する薬剤師、獣医師、栄養士、診療放射線技師及び保育士並びにその他の医療技術職員で人事委員会で定めるものに適用する。

医療職給料表(3)

職員 等の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	223,600	257,400	299,100	312,700	336,700	380,000
	2	225,500	259,600	299,600	313,300	337,700	381,800
	3	227,300	261,800	300,100	313,800	338,700	383,500
	4	229,000	264,100	300,600	314,300	339,600	385,200
	5	230,700	266,300	301,000	314,800	340,600	387,000
	6	232,600	267,400	301,500	315,300	341,900	389,000
	7	234,500	268,200	302,000	315,900	343,100	391,100
	8	236,200	269,300	302,500	316,300	344,300	393,200
	9	238,000	270,300	302,900	316,800	345,200	394,900
	10	240,100	271,400	303,400	317,300	346,400	397,000
	11	242,000	272,500	303,900	317,900	347,500	399,200
	12	244,100	273,800	304,400	318,400	348,700	401,200
	13	246,100	274,800	304,800	318,800	349,700	403,100
	14	248,100	275,500	305,300	319,500	350,800	404,700
	15	250,300	276,200	305,700	320,200	351,900	406,600
	16	252,300	277,100	306,200	320,800	353,000	408,400
	17	254,500	278,300	306,700	321,400	354,100	410,200
	18	256,600	279,400	307,200	322,300	355,300	411,900
	19	258,700	280,500	307,700	323,200	356,400	413,900
	20	260,800	281,600	308,100	324,100	357,500	415,700
	21	262,900	282,700	308,600	324,900	358,600	417,400
	22	264,700	283,700	309,000	325,800	359,800	419,100
	23	265,900	284,600	309,500	326,700	360,900	420,900
	24	267,000	285,700	309,900	327,500	362,100	422,700
	25	268,100	286,500	310,400	328,300	363,200	424,400
	26	269,000	287,400	311,000	329,100	364,500	426,100
	27	269,900	288,300	311,700	330,000	365,800	428,000
	28	270,800	289,200	312,400	330,900	367,100	429,800
	29	271,700	290,300	313,100	331,700	368,400	431,300
	30	272,500	291,000	313,900	332,800	369,900	432,900
	31	273,200	291,700	314,600	333,900	371,400	434,400
	32	273,900	292,400	315,400	335,000	372,900	435,800
	33	274,700	293,000	316,100	336,100	374,100	437,000
	34	275,500	293,600	316,900	337,100	375,600	438,100
	35	276,100	294,100	317,600	338,200	377,100	439,200
	36	276,600	294,500	318,300	339,300	378,500	440,500
	37	277,200	294,900	319,100	340,400	380,000	441,800
	38	277,900	295,500	319,900	341,600	381,000	442,900
	39	278,600	296,000	320,700	342,700	382,400	444,100
	40	279,400	296,500	321,500	343,800	383,700	445,300
	41	280,100	296,900	322,100	344,600	385,000	446,600
	42	280,700	297,400	323,000	345,700	386,400	447,600
	43	281,400	297,800	324,000	346,800	387,700	448,700
	44	282,000	298,300	324,900	347,900	389,100	449,800
	45	282,800	298,800	325,800	348,800	390,600	450,900
	46	283,500	299,200	326,800	349,700	391,800	451,400
	47	284,200	299,700	327,800	350,700	393,000	451,900
	48	284,800	300,100	328,700	351,700	394,200	452,300
	49	285,400	300,600	329,600	353,000	395,300	452,900
	50	285,900	301,000	330,600	354,300	396,200	453,400
	51	286,300	301,500	331,600	355,500	397,200	453,800
	52	286,700	302,100	332,600	356,700	398,100	454,300
	53	287,000	302,500	333,400	357,600	398,700	454,800
	54	287,500	302,900	334,400	358,800	399,500	455,200
	55	287,900	303,400	335,400	360,000	400,300	455,500

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員等	56	288,300	303,800	336,300	361,300	401,200	455,800
	57	288,700	304,300	337,200	362,300	401,800	456,200
	58	289,100	305,000	338,100	363,200	402,500	
	59	289,400	305,700	339,100	364,300	403,300	
	60	289,800	306,400	340,000	365,500	403,900	
	61	290,200	307,100	340,900	366,600	404,500	456,200
	62	290,600	308,100	342,100	367,900	405,200	
	63	291,000	309,000	343,300	369,100	405,900	
	64	291,300	309,700	344,500	370,100	406,500	
	65	291,600	310,400	345,200	371,100	407,200	456,200
	66	292,000	311,300	346,400	372,100	407,700	
	67	292,400	312,100	347,500	373,200	408,300	
	68	292,700	312,900	348,400	374,300	408,800	
	69	293,100	313,700	349,500	375,100	409,200	456,200
	70	293,600	314,600	350,200	376,300	409,800	
	71	294,000	315,500	351,300	377,400	410,300	
	72	294,300	316,300	352,500	378,500	410,600	
	73	294,700	317,200	353,600	379,200	410,900	456,200
	74	295,200	318,100	354,800	380,000	411,400	
	75	295,800	319,000	355,900	380,800	411,800	
	76	296,300	319,900	357,000	381,500	412,100	
	77	296,800	320,700	358,100	382,000	412,400	456,200
	78	297,300	321,600	359,300	382,500	412,900	
	79	297,900	322,600	360,300	383,100	413,400	
	80	298,300	323,500	361,400	383,600	413,800	
	81	298,800	324,000	362,300	384,200	414,100	456,200
	82	299,200	324,900	363,300	384,700	414,500	
	83	299,700	325,800	364,200	385,200	415,000	
	84	300,200	326,600	365,200	385,700	415,400	
	85	300,600	327,400	366,200	386,100	415,800	456,200
	86	301,000	328,400	367,000	386,500		
	87	301,500	329,400	367,800	387,100		
	88	302,000	330,400	368,600	387,700		
	89	302,500	331,300	369,100	388,000		456,200
	90	303,000	332,300	369,700	388,500		
	91	303,500	333,300	370,400	388,900		
	92	304,000	334,400	371,000	389,200		
	93	304,500	335,200	371,400	389,800		456,200
	94	304,900	335,900	371,800	390,300		
	95	305,400	336,600	372,300	390,800		
	96	306,000	337,200	372,700	391,300		
	97	306,700	337,700	373,200	391,900		456,200
	98	307,200	338,000	373,600	392,400		
	99	307,700	338,500	374,100	392,900		
	100	308,200	339,100	374,500	393,300		
	101	308,600	339,500	374,900	393,900		456,200
	102	309,100	340,000	375,400	394,400		
	103	309,500	340,600	375,700	394,900		
	104	309,900	341,200	376,000	395,400		
	105	310,300	341,600	376,500	396,000		456,200
	106	310,700	342,100	377,000	396,500		
	107	311,100	342,600	377,500	397,000		
	108	311,400	343,100	378,000	397,500		
	109	311,600	343,500	378,500	398,100		456,200
	110	311,900	343,800	379,000			
	111	312,100	344,100	379,500			
	112	312,500	344,400	379,900			
	113	312,700	344,700	380,300			456,200
	114	312,900	345,100	380,700			
	115	313,300	345,500	381,200			
	116	313,500	345,800	381,700			
	117	313,800	345,900	382,100			456,200

	118	314,000	346,200	382,600			
	119	314,300	346,500	383,100			
	120	314,600	346,700	383,600			
	121	314,900	346,900	383,900			
	122	315,200	347,200				
	123	315,500	347,500				
	124	315,800	347,800				
	125	316,000	348,000				
	126	316,200	348,300				
	127	316,500	348,700				
	128	316,900	348,900				
	129	317,100	349,000				
	130	317,400	349,300				
	131	317,800	349,600				
	132	318,200	349,900				
	133	318,300	350,200				
	134	318,600	350,600				
	135	319,000	351,000				
	136	319,300	351,400				
	137	319,500	351,700				
	138	319,800	352,100				
	139	320,100	352,500				
	140	320,400	352,900				
	141	320,600	353,200				
	142	320,900	353,600				
	143	321,300	353,900				
	144	321,600	354,300				
	145	321,700	354,600				
	146	322,000	355,000				
	147	322,300	355,400				
	148	322,600	355,800				
	149	322,900	356,100				
	150	323,100	356,500				
	151	323,400	356,900				
	152	323,700	357,300				
	153	324,100	357,600				
	154	324,300					
	155	324,500					
	156	324,800					
	157	325,100					
	158	325,400					
	159	325,700					
	160	326,000					
	161	326,400					
	162	326,700					
	163	327,000					
	164	327,300					
	165	327,700					
	166	328,000					
	167	328,300					
	168	328,600					
	169	329,000					
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		253,200	274,500	282,200	293,200	310,500	349,700

備考 この表は、社会福祉施設、総合支庁等で人事委員会の指定するものに勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	412,000
2	463,000
3	517,000
4	584,000
5	666,000
6	778,000
7	908,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第1項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	435,000
2	499,000
3	565,000
4	653,000
5	759,000
6	866,000

一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第5条第2項の給料表

号 給	給料月額
	円
1	364,000
2	402,000
3	431,000

別記第 2

行政職給料表 4 級及び 5 級

職員等の区分	職務の級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員等		円	円
	86	403,900	416,500
	87	404,300	416,800
	88	404,600	417,000
	89	404,900	417,200
	90	405,300	417,500
	91	405,600	417,800
	92	405,900	418,000
	93	406,200	418,200

公安職給料表 5 級

職員等の区分	職務の級	5 級
	号 給	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員等		円
	86	440,600
	87	440,900
	88	441,200
	89	441,400
	90	441,700
	91	442,000
	92	442,300
	93	442,500

研究職給料表 3 級

職員等の区分	職務の級	3 級
	号 給	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職員 以外の職員等		円
	82	421,700
	83	422,200
	84	422,700
	85	423,100
	86	423,600
	87	424,100
	88	424,500
	89	424,900

医療職給料表(2) 5 級

職員等の区分	職務の級	5 級
	号 給	給料月額
定年前三任用 短時間勤務職員 以外の職員等		円
	78	410,700
	79	411,000
	80	411,300
	81	411,600
	82	411,900
	83	412,200
	84	412,500
	85	412,800

医療職給料表(3) 5 級

職員等の区分	職務の級	5 級
	号 給	給料月額
定年前三任用 短時間勤務職員 以外の職員等		円
	86	416,300
	87	416,700
	88	417,100
	89	417,500
	90	418,000
	91	418,400
	92	418,800
	93	419,200